

岡谷市立小・中学校の児童生徒に係る学校と警察との連絡制度運用要領（平成18年岡谷市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="327 379 1106 456">○岡谷市立小・中学校の児童生徒に係る学校と警察との連絡制度運用要領</p> <p data-bbox="837 480 1106 563">平成18年3月23日 教育委員会訓令第1号</p> <p data-bbox="237 584 427 667">第1—第5 略 (留意事項)</p> <p data-bbox="237 691 1093 767">第6 学校は、連絡制度を運用するに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p data-bbox="271 791 1106 916">(1) <u>岡谷市個人情報保護条例（平成12年岡谷市条例第5号）</u>を踏まえ、連絡を行う情報の取扱いには慎重を期し、秘密の保持に努め、保管は、校長又は校長が指定する者が安全保護に配慮して行うこと。</p> <p data-bbox="271 940 1077 1016">(2) 児童生徒や保護者等に対してあらかじめこの連絡制度について趣旨を説明し、十分な理解と協力を得て行うこと。</p> <p data-bbox="271 1040 1093 1165">(3) この要領による連絡は、法令等に基づく警察への通報や捜査協力、日常的な学校と警察との情報交換、相談とは明確に区別し、連絡制度の趣旨に即して運用すること。</p> <p data-bbox="237 1189 353 1217">第7 略</p>	<p data-bbox="1220 379 2000 456">○岡谷市立小・中学校の児童生徒に係る学校と警察との連絡制度運用要領</p> <p data-bbox="1731 480 2000 563">平成18年3月23日 教育委員会訓令第1号</p> <p data-bbox="1133 584 1323 667">第1—第5 略 (留意事項)</p> <p data-bbox="1133 691 1989 767">第6 学校は、連絡制度を運用するに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p data-bbox="1167 791 2000 916">(1) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>を踏まえ、連絡を行う情報の取扱いには慎重を期し、秘密の保持に努め、保管は、校長又は校長が指定する者が安全保護に配慮して行うこと。</p> <p data-bbox="1167 940 1973 1016">(2) 児童生徒や保護者等に対してあらかじめこの連絡制度について趣旨を説明し、十分な理解と協力を得て行うこと。</p> <p data-bbox="1167 1040 1989 1165">(3) この要領による連絡は、法令等に基づく警察への通報や捜査協力、日常的な学校と警察との情報交換、相談とは明確に区別し、連絡制度の趣旨に即して運用すること。</p> <p data-bbox="1133 1189 1249 1217">第7 略</p>